

## 条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十六号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。  
別表危機管理防災部の項第三十七号中「行政手続等における情報通信の技術の利  
用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第  
三条第一項」を「第六条第一項」に改め、「以下」の下に「この号、次号及び第六  
十九号において」を加える。

別表都市整備部の項第七十三号中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項  
又は第五項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に改め、同項第七十六  
号中「一万七千九百円」を「一万八千五百円」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。ただし、別表危機管理防災部の  
項第三十七号の改正規定は、この条例の公布の日又は情報通信技術の活用による  
行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図  
るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正  
する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

2 改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第七十三号の規定は、この条例  
の施行の日以後に二級建築士試験に合格した者又は木造建築士試験に合格した者  
の免許に係る手数料について適用し、同日前に二級建築士試験に合格した者（沖  
縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年  
政令第百十五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者  
を含む。）又は木造建築士試験に合格した者の免許に係る手数料については、な  
お従前の例による。